

令和4年(ヨ)第39号 捜査停止仮処分命令申立事件

決 定

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

債 権 者 黒 木 紹 光

宮崎市旭1丁目8-28

債 務 者 宮崎県警察本部 本部長

山 本 将 之

主 文

1. 本件申立てを却下する。

2. 手続費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立て

債務者は債権者に対する検査を直ちに停止せよ。

第2 事案の概要

1. 本件は、債権者が宮崎県警察から虚偽の犯罪事実を前提とした事情聴取に応じるよう呼出しを受けるなどの違法検査により人格権を侵害されている旨主張して、債務者に対し、債権者に対する検査を直ちに停止することを求める事案である。

2. 債権者の主張は、「検査停止仮処分命令申立書」記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1. 本件申立ては、宮崎県警察本部本部長を債務者とするものか、宮崎県警察本部本部長である山本将之を債務者とするものか必ずしも明確でないが、宮崎県警察本部本部長は、宮崎県に設置された宮崎県警察の機関であつて、権利義務の帰属主体ではなく、そもそも当事者能力がないから、民事保全手続における当事者とはなり得ない。

したがって、本件申立てが宮崎県警察本部本部長を債務者とするものである場合、当事者能力を欠く者を債務者として申し立てられたものであり、不適法な申立てである。

2 上記の点を措くとしても、本件申立ては、債権者に対する犯罪捜査を停止することを求めるものであるところ、犯罪捜査は、行政庁である警察署長等による公権力の行使であって、その対象者の権利利益に直接影響を与えるものを含むものであるが、当該犯罪捜査の適否等については、刑事訴訟手続において審理判断されるべき事柄であるから、当該刑事訴訟手続とは別に、民事保全等を申し立てて争うことはできないというべきである。

このことは、裁判所による司法審査手続として刑事訴訟と民事保全手続を含む民事訴訟手続とで別個独立の手続を設けている現行法制度が当然の前提とするところである。

3 よって、本件申立ては、債務者をいずれに解したとしても不適法であるから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和4年12月27日

宮崎地方裁判所民事部

裁判官

浅川 浩

